

第 74 回

定時株主総会 招集ご通知

■ 日 時

2019年6月27日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

■ 場 所

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 43階 ムーンライト
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議決権行使期限

株主総会当日にご出席願えない場合は、
書面又はインターネットにより、
2019年6月26日（水曜日）午後5時45分までに
議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

■ 目 次

第74回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
（添付書類）	
事業報告	21
連結計算書類	52
計算書類	57
監査報告書	61

(証券コード：1979)

2019年6月5日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

株式会社 大気社

代表取締役社長 加藤 考二

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、3頁から4頁に記載の方法により、2019年6月26日（水曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 43階 ムーンライト
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第74期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役10名選任の件
- 第3号議案** 監査役1名選任の件
- 第4号議案** 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案** 業務執行取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.taikisha.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.taikisha.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。
議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。
株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会へのご出席による議決権行使



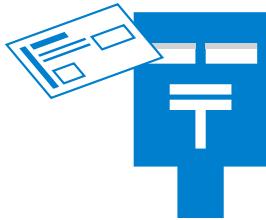
同封の議決権行使書用紙を
ご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2019年6月27日（木）午前10時

当日の議事資料として、本招集ご通知をご持参ください。

書面（郵送）による議決権行使

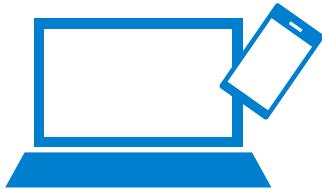


同封の
議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否を
ご記入いただき
ご返送ください。

行使期限

2019年6月26日（水）
午後5時45分到着分まで

インターネットによる議決権行使



当社指定の
議決権行使ウェブサイト
にて各議案に対する賛否
をご入力ください。

行使期限

2019年6月26日（水）
午後5時45分受付分まで

詳細につきましては、次頁をご参照ください。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

1. QRコード読み取りによる議決権行使について

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、議決権行使ウェブサイトへアクセスのうえ、画面の案内に従ってご入力ください。(ID・パスワードのご入力は不要です。)
- (2) QRコード読み取りによる議決権行使は1回限りです。

2. ID・パスワード入力による議決権行使について

- (1) 議決権行使ウェブサイト(下記URL)へアクセスのうえ、同封の議決権行使書用紙裏面の左片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) パスワード(株主様に変更されたものを含みます)は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- (4) パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) QRコード読み取りによる議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2.に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- (2) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (3) インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。
- (4) 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明点は、当社の株主名簿管理人である みずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

フリーダイヤル 0120-768-524 (平日9:00~21:00)

(注) 「QRコード」は、株式会社デンソーウェアの登録商標です。

以上

(ご参考)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績等を勘案いたしまして、株主の皆様のご支援にお応えすべく、以下のとおりとさせていただきたく存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金25円と合わせ、前期に比べ16円増配の1株につき91円となります。

また、将来の事業展開に備えるため、以下のとおり2億円を、情報化投資積立金に積み立てることにいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

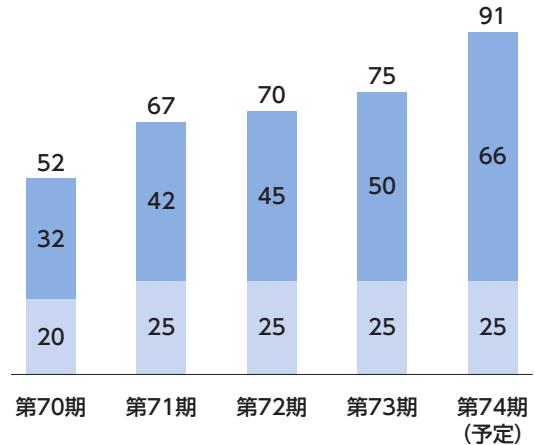
- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金66円
総額 2,248,535,256円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 200,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目及びその額
情報化投資積立金 200,000,000円

【ご参考】 1株当たり年間配当金

■ 期末配当 (円) ■ 中間配当 (円)



第2号議案 取締役10名選任の件

取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。そのうち社外取締役候補者（2名）につきましては、いずれの候補者も当社が定める社外役員の独立性基準を満たしております。当社の社外役員の独立性基準につきましては、13頁をご参照ください。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1 再任	うえにし えいたろう 上西 栄太郎	取締役会長	15回／15回 (出席率100%)
2 再任	かとう こうじ 加藤 考二	代表取締役社長執行役員	15回／15回 (出席率100%)
3 再任	むかい ひろし 向井 浩	代表取締役副社長執行役員	15回／15回 (出席率100%)
4 再任	はやかわ かずひで 早川 一秀	取締役専務執行役員 塗装システム事業部長	15回／15回 (出席率100%)
5 再任	なかじま やすし 中島 靖	取締役専務執行役員 環境システム事業部長	15回／15回 (出席率100%)
6 再任	なかがわ まさのり 中川 正徳	取締役常務執行役員 管理本部長兼CSR担当	12回／12回 (出席率100%)
7 新任	いながわ のぶたか 稲川 信隆	常務執行役員 環境システム事業部副事業部長 兼東京支社長	—
8 新任	むらかわ じゅんいち 村川 純一	常務執行役員 塗装システム事業部副事業部長 兼技術統括部長	—
9 再任 社外 独立役員	ひこさか ひろかず 彦坂 浩一	取締役	15回／15回 (出席率100%)
10 新任 社外 独立役員	ふけ きよたか 福家 聖剛	監査役	—

候補者
番号

1

うえにし えい たろう
上西 栄太郎

再任

生年月日

1951年1月12日（満68歳）

性別

男性

取締役在任期間

16年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

15回／15回（出席率100%）

所有する当社の株式の数

203,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年4月 当社入社
2003年6月 取締役
2005年4月 環境設備事業部大阪支社長
2007年4月 取締役上席執行役員環境システム事業部東京第一支店長
2008年4月 取締役上席執行役員社長付経営企画担当
2009年4月 取締役常務執行役員社長付全社営業推進担当
2010年4月 代表取締役社長執行役員
2013年4月 代表取締役会長執行役員
2016年4月 取締役会長（現在）

取締役候補者としての理由

上西栄太郎氏は、代表取締役社長執行役員等を経て、現在は業務執行を行わない取締役会議長として、取締役会の監督機能の強化に取り組んでおります。これまでの実績に鑑み適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

かとう こうじ
加藤 考二

再任

生年月日

1955年6月12日（満64歳）

性別

男性

取締役在任期間

10年9か月（本総会終結時）

取締役会への出席状況

15回／15回（出席率100%）

所有する当社の株式の数

10,700株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月 当社入社
2005年6月 取締役
2007年4月 環境システム事業部長付
2009年4月 執行役員環境システム事業部技術企画部長
2010年4月 常務執行役員環境システム事業部長兼技術企画部長
2010年6月 取締役常務執行役員環境システム事業部長兼技術企画部長
2012年4月 取締役常務執行役員経営企画本部長兼環境担当兼経営企画室長
2013年4月 取締役常務執行役員経営企画本部長兼C S R担当
2014年4月 取締役常務執行役員管理本部長兼C S R担当
2016年4月 取締役専務執行役員管理本部長兼C S R担当
2017年4月 代表取締役副社長執行役員管理本部管掌
2018年4月 代表取締役副社長執行役員
2019年4月 代表取締役社長執行役員（現在）

取締役候補者としての理由

加藤考二氏は、本年4月から代表取締役社長執行役員として、当社グループの経営を指揮しております。これまでの実績に鑑み、また新たな中期経営計画の実行を通じて当社グループの安定的かつ持続的な成長と企業価値の向上を目指す上で適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

むか い ひろし
向 井 浩

再任

生年月日
1953年10月10日（満65歳）

性別
男性

取締役在任期間
4年（本総会最終時）

取締役会への出席状況
15回／15回（出席率100%）

所有する当社の株式の数
9,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年4月 当社入社
2012年4月 執行役員環境システム事業部大阪支社長
2014年4月 上席執行役員環境システム事業部大阪支社長
2015年4月 常務執行役員環境システム事業部副事業部長
2015年6月 取締役常務執行役員環境システム事業部副事業部長
2016年4月 取締役常務執行役員環境システム事業部長
2017年4月 取締役専務執行役員環境システム事業部長
2019年4月 代表取締役副社長執行役員（現在）

取締役候補者とした理由

向井浩氏は、本年4月から代表取締役副社長執行役員として社長を補佐し、当社グループの経営基盤の強化を推進する上で、重要な役割を果たしております。これまでの実績に鑑み適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

はや かわ かず ひで
早 川 一 秀

再任

生年月日
1955年4月18日（満64歳）

性別
男性

取締役在任期間
2年（本総会最終時）

取締役会への出席状況
15回／15回（出席率100%）

所有する当社の株式の数
7,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月 当社入社
2012年4月 執行役員環境システム事業部技術統括部長
2013年10月 執行役員環境システム事業部営業統括部長
2014年4月 上席執行役員環境システム事業部営業統括部長
2016年4月 上席執行役員環境システム事業部営業担当副事業部長兼営業統括部長
2017年4月 常務執行役員経営企画本部長
2017年6月 取締役常務執行役員経営企画本部長
2018年4月 取締役常務執行役員塗装システム事業部副事業部長
2019年4月 取締役専務執行役員塗装システム事業部長（現在）

取締役候補者とした理由

早川一秀氏は、環境システム事業において豊富な業務経験を有するとともに、本年4月から塗装システム事業部長を務めております。また、取締役にな就任以来、経営上の重要事項の決定、業務執行、他の取締役の職務執行の監督など取締役として十分な役割を果たしております。これまでの実績に鑑み適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

5

なか じま
中 島

再任

生年月日

1960年2月23日（満59歳）

性別

男性

取締役在任期間

2年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

15回／15回（出席率100%）

所有する当社の株式の数

5,500株

やすし
靖

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社

2014年4月 執行役員環境システム事業部技術統括部長

2015年4月 上席執行役員環境システム事業部技術統括部長兼海外統括部長

2016年4月 上席執行役員環境システム事業部技術担当副事業部長兼技術統括部長兼海外統括部長

2017年4月 常務執行役員環境システム事業部副事業部長

2017年6月 取締役常務執行役員環境システム事業部副事業部長

2019年4月 取締役専務執行役員環境システム事業部長（現在）

取締役候補者とした理由

中島靖氏は、環境システム事業において豊富な業務経験を有するとともに、本年4月から環境システム事業部長を務めております。また、取締役に就任以来、経営上の重要事項の決定、業務執行、他の取締役の職務執行の監督など取締役として十分な役割を果たしております。これまでの実績に鑑み適任であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

6

なか がわ まさ のり
中 川 正 徳

再任

生年月日

1959年12月30日（満59歳）

性別

男性

取締役在任期間

1年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

12回／12回（出席率100%）

所有する当社の株式の数

5,137株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）本部
経営管理部門戦略投資部長

2012年10月 当社入社

2013年4月 経営企画本部経営企画室長

2014年4月 管理本部副本部長

2017年4月 常務執行役員管理本部長兼C S R 担当

2018年6月 取締役常務執行役員管理本部長兼C S R 担当（現在）

取締役候補者とした理由

中川正徳氏は、大手銀行における豊富な業務経験を有するとともに、当社入社後は経営企画、経営管理に携わり、現在は管理本部長を務めております。また、取締役に就任以来、経営上の重要事項の決定、業務執行、他の取締役の職務執行の監督など取締役として十分な役割を果たしております。これまでの実績に鑑み適任であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

7

いな がわ のぶ たか
稲 川 信 隆

新任

生年月日

1953年5月9日（満66歳）

性別

男性

取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式の数

2,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年4月 当社入社
2008年4月 執行役員環境システム事業部東北支店長
2009年4月 執行役員環境システム事業部技術統括部副統括部長
2010年4月 執行役員環境システム事業部中部支店長
2011年4月 執行役員環境システム事業部中部支店長兼技術部長
2012年4月 上席執行役員環境システム事業部東京支社長
2017年4月 常務執行役員環境システム事業部東京支社長
2019年4月 常務執行役員環境システム事業部副事業部長兼東京支社長（現在）

取締役候補者とした理由

稲川信隆氏は、環境システム事業部において豊富な経験を有しており、本年4月から環境システム事業部副事業部長を務めております。これまでの実績に鑑み、今後は取締役として当社グループのさらなる発展に貢献することが期待できると判断し、新たに取締役候補者いたしました。

候補者
番号

8

むら かわ じゅん いち
村 川 純 一

新任

生年月日

1955年12月26日（満63歳）

性別

男性

取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式の数

2,200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月 当社入社
2013年4月 執行役員塗装システム事業部プロセス西日本事業所長兼名古屋事業所長
2014年4月 執行役員塗装システム事業部プロセス西日本事業所長兼名古屋事業所長兼大阪事業所長
2015年4月 執行役員塗装システム事業部西日本事業所長兼名古屋事業所長兼大阪事業所長兼技術統括部長
2018年4月 上席執行役員塗装システム事業部事業部長付
2019年4月 常務執行役員塗装システム事業部副事業部長兼技術統括部長（現在）

取締役候補者とした理由

村川純一氏は、塗装システム事業部において豊富な経験を有しており、本年4月から塗装システム事業部副事業部長を務めております。これまでの実績に鑑み、今後は取締役として当社グループのさらなる発展に貢献することが期待できると判断し、新たに取締役候補者いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

9

ひこ さか ひろ かず
彦 坂 浩 一

再任 社外 独立役員

生年月日

1960年12月2日（満58歳）

性別

男性

取締役在任期間

2年（本総会最終時）

取締役会への出席状況

15回／15回（出席率100%）

所有する当社の株式の数

900株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 朝日信用金庫入庫（1985年3月退職）
1992年4月 弁護士登録 中島法律事務所（現 中島・彦坂・久保内法律事務所）
入所（現在）
1999年4月 関東弁護士会連合会理事
2005年4月 日本弁護士連合会常務理事
2006年6月 株式会社アドウェイズ取締役（社外取締役）
2010年6月 同社監査役（現在）
2014年4月 東京弁護士会副会長
2015年6月 当社監査役
2017年6月 当社取締役（現在）
2019年4月 関東弁護士会連合会副理事長（現在）

社外取締役候補者とした理由

彦坂浩一氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、当社から独立した客観的な立場で、主に法務面で当社の経営に対して的確な助言、監督をいただいております。取締役会における意思決定の透明性の確保及び取締役会の監督機能の強化の観点から適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

独立性に関する考え方

彦坂浩一氏は、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、当社からの独立性を有していると判断しております。同氏は、中島・彦坂・久保内法律事務所の弁護士であります。同事務所と当社との間には人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

候補者
番号

10

ふ け きよ たか
福 家 聖 剛

新任 社外 独立役員

生年月日

1954年4月19日（満65歳）

性別

男性

取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式の数

600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2014年4月 明治安田生命保険相互会社執行役員副社長

2014年7月 同社取締役執行役員副社長

2016年4月 同社取締役（同年7月退任）

2016年6月 みずほ信託銀行株式会社監査役（社外監査役）

2016年7月 明治安田生命保険相互会社顧問（現在）

2017年6月 みずほ信託銀行株式会社取締役（社外取締役、監査等委員）（現在）
当社監査役（現在）

社外取締役候補者とした理由

福家聖剛氏は、大手生命保険会社の経営者として培われた豊富な知識と経験を有しており、当社から独立した客観的な立場で、当社の経営に対し助言をいただけることが期待されます。取締役会における意思決定の透明性の確保及び取締役会の監督機能の強化の観点から適任であると判断し、新たに社外取締役候補者としていたしました。

独立性に関する考え方

福家聖剛氏は、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、当社から独立性を有していると判断しております。同氏は、明治安田生命保険相互会社の顧問を兼職しており、同社は当社の株式を所有しておりますが、持株比率（自己株式を控除して計算。以下同じ。）は1.35%であります。同社と当社との間には、2018年度において工事請負、保険契約の取引がありますが、当社が定める社外役員の独立性基準を超えるものではありません（同社と当社との間における取引額の過去3事業年度（2016年度から2018年度。以下同じ。）平均額は、同社の経常収益及び当社の連結完成工事高の過去3事業年度平均額のいずれも1%未満であります。）。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 彦坂浩一、福家聖剛の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中川正徳氏については、2018年度に開催された取締役会のうち、2018年6月の取締役就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
4. 福家聖剛氏は、現在、当社の社外監査役であります。本総会終結の時をもって任期満了となります。同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、同氏の社外監査役としての、2018年度に開催された取締役会及び監査役会への出席状況は、次のとおりであります。
- ・取締役会への出席状況：15回／15回（出席率100%）
 - ・監査役会への出席状況：11回／12回（出席率91.7%）
5. 当社は、業務執行取締役等でない取締役との間で当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結できる旨を定款に定めており、これに基づき上西米太郎及び彦坂浩一の両氏との間で当該契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当社は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
- また、当社は、監査役との間で当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結できる旨を定款に定めており、これに基づき、現在社外監査役である福家聖剛氏との間で当該契約を締結しております。同氏の取締役選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、業務執行取締役等でない取締役として新たに同様の契約を締結する予定であります。
- なお、責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- ・取締役としての任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。
6. 当社は、彦坂浩一、福家聖剛の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 各候補者の年齢は、本総会時の満年齢となります。

【ご参考】 社外役員の独立性基準

当社は、経営の健全性、透明性の向上を図るため、当社における社外取締役及び社外監査役の当社からの独立性に関する基準を、次のとおり定めております。社外取締役又は社外監査役が次の基準のいずれにも該当しない場合には、独立性を有するものと判断されます。

1. 当社の大株主（※1）又はその業務執行者
2. 当社の主要な借入先（※2）又はその業務執行者
3. 当社を主要な取引先とする者（※3）又はその業務執行者
4. 当社の主要な取引先（※4）又はその業務執行者
5. 当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間総収入の2%を超える団体に所属する者をいう。）
6. 当社より、年間1,000万円を超える寄附を受けている者（当該寄附を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者をいう。）
7. 最近3年間に於いて上記1から6までのいずれかに該当していた者
8. 下記（1）から（3）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の2親等内の親族
 - （1）上記1～7までに掲げる者
 - （2）当社の子会社の業務執行者
 - （3）当社の子会社の業務執行者でない取締役

（※1）当社の大株主とは、直近の事業年度末において直接・間接に10%以上の議決権を保有する者をいう。

（※2）当社の主要な借入先とは、当社の借入金残高が、当社の直近事業年度末における連結総資産の2%を超える借入先をいう。

（※3）当社を主要な取引先とする者とは、当社から支払いを受けた過去3事業年度平均額が、その者の連結総売上高の過去3事業年度平均額の2%を超える者をいう。

（※4）当社の主要な取引先とは、当社に対する支払いの過去3事業年度平均額が、当社の連結総売上高の過去3事業年度平均額の2%を超える者をいう。

監査役福家聖剛氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。同監査役候補者は社外監査役候補者であり、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしております。当社の社外役員の独立性基準につきましては、13頁をご参照ください。

はな ざわ とし ゆき
花 澤 敏 行

新任 社外 独立役員

生年月日

1957年7月14日（満61歳）

性別

男性

監査役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

監査役会への出席状況

—

所有する当社の株式の数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年4月	安田火災海上保険株式会社（現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社
1999年4月	同社経営企画部ⅠR室課長
2002年7月	株式会社損害保険ジャパン（現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）経営企画部ⅠR室長
2003年1月	Sompo Japan Insurance Company of America, Senior Vice President
2005年7月	株式会社損害保険ジャパン（現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）経理部長兼グループ事業企画部長
2007年4月	同社経理部長
2009年4月	同社執行役員経理部長
2010年6月	同社執行役員国際企画部長
2012年6月	同社取締役常務執行役員（2014年3月退任）
2014年3月	東京建物株式会社常勤監査役（2019年3月退任）

社外監査役候補者とした理由

花澤敏行氏は、大手損害保険会社の経営者としての豊富な知識と経験、及び経理部長経験者としての財務・会計に関する専門的な知見を有しており、当社から独立した客観的な立場で、取締役の職務遂行を監査するのに適任であると判断し、新たに社外監査役候補者といたしました。

独立性に関する考え方

花澤敏行氏は、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、当社から独立性を有していると判断しております。同氏は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社の出身ですが、2014年に同社取締役を退任しております。同社は、当社の株式を所有しておりますが、その持株比率は0.39%であります。同社と当社との間には、2018年度において工事請負、保険契約の取引がありますが、当社が定める社外役員の独立性基準を超えるものではありません（同社と当社との間における取引額の過去3事業年度平均額は、同社の経常収益の過去3事業年度平均額及び当社の連結完成工事高の過去3事業年度平均額のいずれも1%未満であります。）。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 花澤敏行氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 当社は、監査役との間で当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結できる旨を定款に定めております。花澤敏行氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

なお、責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

- ・監査役としての任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。
4. 花澤敏行氏の選任が承認された場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 5. 候補者の年齢は、本総会時の満年齢となります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

こう の
河 野

たかし
敬

略歴、地位及び重要な兼職の状況

生年月日

1955年2月22日（満64歳）

性別

男性

所有する当社の株式の数

0株

1978年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行）入行（1985年10月退職）
1992年4月 弁護士登録 小松・狛法律事務所入所
1996年1月 虎ノ門第一法律事務所開設
1997年6月 株式会社田村電機製作所（現 サクサ株式会社）監査役（社外監査役）
2004年2月 サクサホールディングス株式会社監査役（社外監査役）（2016年6月退任）
2004年4月 サクサ株式会社監査役（社外監査役）（2016年6月退任）
2006年10月 河野法律事務所開設（現在）

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 河野敬氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 河野敬氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、当社から独立した客観的な立場で、取締役の職務執行を監査するのに適正であると判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
 4. 当社は、監査役との間で当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結できる旨を定款に定めております。河野敬氏が監査役に就任された場合、当社は、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
なお、責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
・監査役としての任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。
 5. 河野敬氏が監査役に就任された場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 6. 候補者の年齢は、本総会時の満年齢となります。

1. 提案の理由

本議案は、当社の業務執行取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（B B T（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、業務執行取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、業務執行取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本議案は、2016年6月29日開催の第71回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額540百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の業務執行取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は7名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、業務執行取締役に対して、当社が定める取締役株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、業務執行取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として業務執行取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

業務執行取締役（執行役員兼務取締役）

(3) 信託期間

2019年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、取締役株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2020年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、業務執行取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2019年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、450百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、450百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して業務執行取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、業務執行取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、450百万円を上限とします。

当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、198,600株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 業務執行取締役に給付される当社株式等の数の算定方法

業務執行取締役には、各事業年度に関して、取締役株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。業務執行取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、66,200ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、業務執行取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、業務執行取締役に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる業務執行取締役のポイント数は、原則として、退任時までには当該業務執行取締役に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付

業務執行取締役が退任し、取締役株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該業務執行取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、取締役株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、取締役株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する業務執行

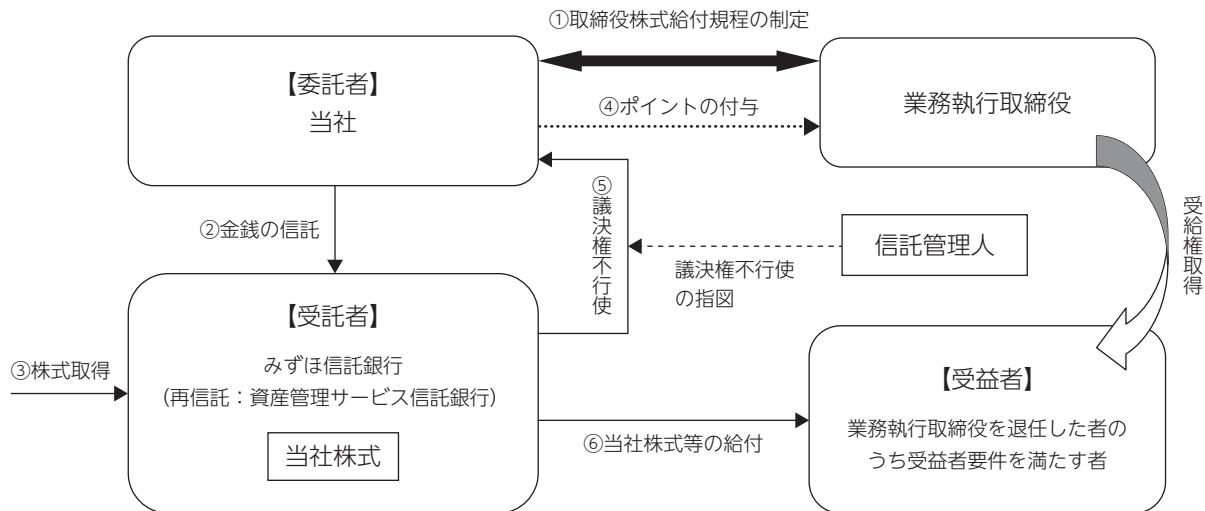
取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、取締役株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により業務執行取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、取締役株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、取締役株式給付規程に基づき業務執行取締役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、業務執行取締役を退任した者のうち取締役株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、業務執行取締役が取締役株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以 上

事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業の全般的状況

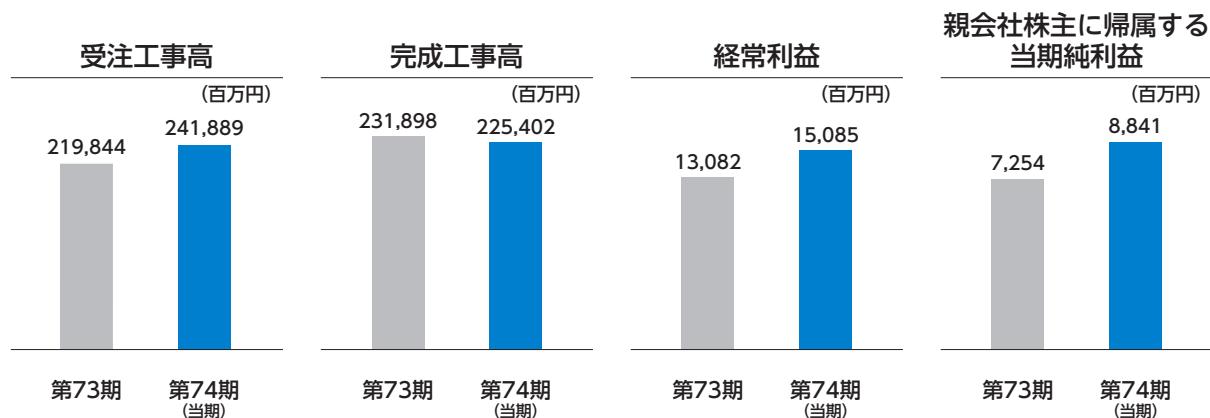
当期における世界経済は、米国では個人消費や設備投資の底堅さなどを背景に緩やかな拡大基調が続きました。一方、欧州では個人消費は底堅く推移しましたが、輸出の伸び悩みなどにより減速傾向となりました。また、アジアにおいて中国では米中貿易摩擦の影響による輸出や個人消費の減少により減速傾向となるなど、全体として景気の回復が弱まってきております。日本では、輸出において国外の経済減速による影響が見られるものの、雇用や所得環境の改善を背景に個人消費は緩やかに増加するとともに、底堅い設備投資などにより、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

当社グループにおける市場環境につきましては、国内市場は電子部品メーカーなどによる投資が好調に推移し、首都圏におけるオフィスビルの建設需要も高い状況が続きました。一方、海外市場は米中貿易摩擦などの影響による不透明感が続いております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、当期の受注工事高は、国内、海外ともに増加し、2,418億89百万円（前期比10.0%増加）となり、うち海外の受注工事高は、1,120億13百万円（前期比10.3%増加）となりました。

完成工事高は、国内は増加したものの海外で減少し、2,254億2百万円（前期比2.8%減少）となり、うち海外の完成工事高は、1,061億36百万円（前期比8.6%減少）となりました。

利益面につきましては、環境システム事業が好調に推移し、完成工事総利益は362億54百万円（前期比34億75百万円増加）、営業利益は140億35百万円（前期比18億55百万円増加）、経常利益は150億85百万円（前期比20億3百万円増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は88億41百万円（前期比15億87百万円増加）となり、すべて前期を上回りました。

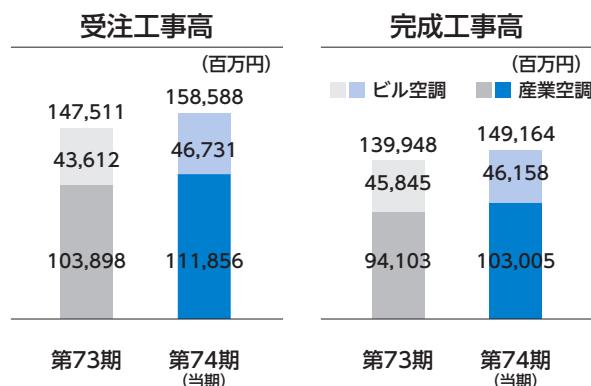


セグメントごとの業績（セグメント間の内部取引高を含む）は次のとおりであります。

環境システム事業

受注工事高は、国内においてビル空調分野での首都圏の旺盛な建設需要や産業空調分野での電子部品メーカーによる積極的な設備投資を取り込んだことにより増加し、前期を上回りました。完成工事高は、国内の産業空調分野およびタイなどで増加し、前期を上回りました。

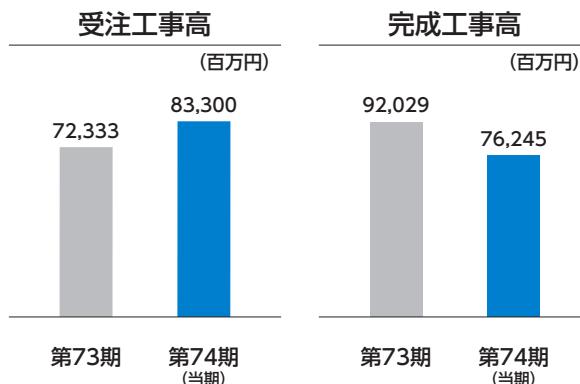
この結果、受注工事高は、1,585億88百万円（前期比7.5%増加）となりました。このうちビル空調分野は、467億31百万円（前期比7.2%増加）、産業空調分野は、1,118億56百万円（前期比7.7%増加）となりました。完成工事高は、1,491億64百万円（前期比6.6%増加）となりました。このうちビル空調分野は、461億58百万円（前期比0.7%増加）、産業空調分野は、1,030億5百万円（前期比9.5%増加）となりました。セグメント利益（経常利益）につきましては135億67百万円（前期比16億82百万円増加）となりました。



塗装システム事業

受注工事高は、北米などで減少したものの、欧州において大型案件の受注があったことにより、前期を上回りました。完成工事高は、欧州、中国などで増加したものの、北米では前期に大型案件2件が大きく寄与したことの反動減となり、前期を下回りました。

この結果、受注工事高は833億円（前期比15.2%増加）となり、完成工事高は、762億45百万円（前期比17.2%減少）となりました。セグメント利益（経常利益）につきましては16億76百万円（前期比5億16百万円増加）となりました。



事業別受注工事高・完成工事高・次期繰越工事高

(単位：百万円)

区 分	前 期 繰 越 工 事 高	当 期 受 注 工 事 高	計	当 期 完 成 工 事 高	次 期 繰 越 工 事 高	
環境システム事業	ビル空調	52,239	46,731	98,971	46,158	52,813
	産業空調	50,916	111,856	162,773	103,005	59,767
	小 計 (うち海外)	103,156 (23,249)	158,588 (42,385)	261,745 (65,635)	149,164 (41,614)	112,580 (24,021)
塗装システム事業	塗装設備 (うち海外)	56,019 (51,089)	83,300 (69,627)	139,320 (120,716)	76,238 (64,522)	63,082 (56,194)
合 計 (う ち 海 外)	159,176 (74,338)	241,889 (112,013)	401,065 (186,351)	225,402 (106,136)	175,663 (80,215)	

(注) 在外連結子会社の前期繰越工事高の換算については、当期の為替相場の変動による増減額を前期繰越工事高で修正しております。

なお、当社単独業績につきましては、受注工事高は、前期比7.2%増加の1,347億99百万円、完成工事高は、前期比1.3%増加の1,251億81百万円となりました。当期純利益は72億69百万円（前期比6億30百万円減少）となりました。

② 設備投資等の状況

当期においては、記載すべき重要な事項はありません。

③ 資金調達の状況

当期においては、記載すべき重要な事項はありません。

(2) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(3) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

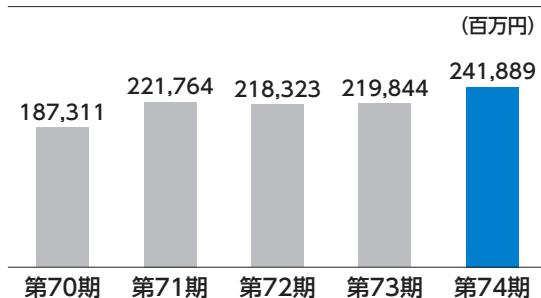
(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

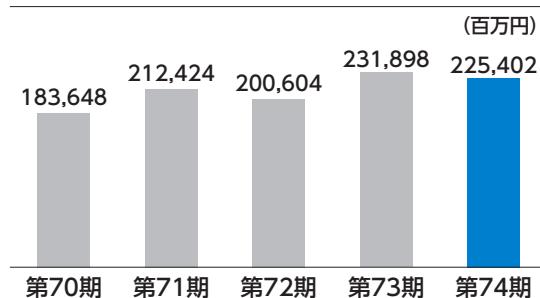
(6) 財産及び損益の状況の推移

① 業績の推移

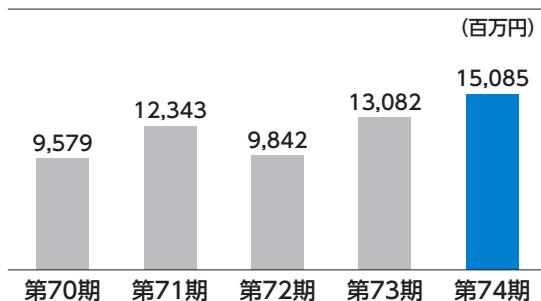
受注工事高



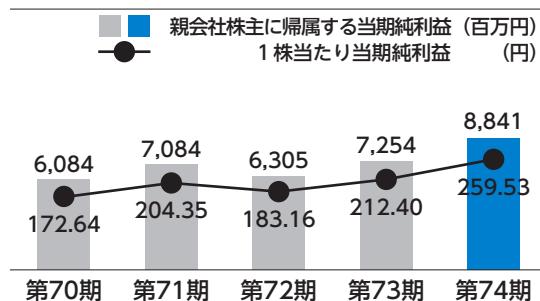
完成工事高



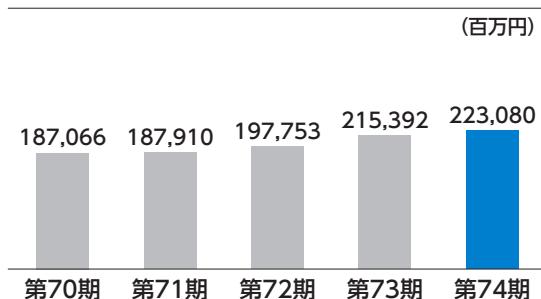
経常利益



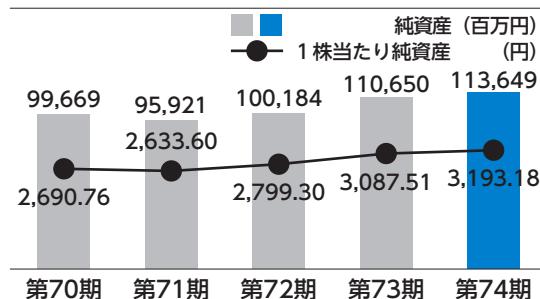
親会社株主に帰属する当期純利益 / 1株当たり当期純利益



総資産



純資産 / 1株当たり純資産



(単位：百万円)

年度 (期) 区 分	2014年度 (第70期)	2015年度 (第71期)	2016年度 (第72期)	2017年度 (第73期)	2018年度 (第74期) 当連結会計年度
受 注 工 事 高	187,311	221,764	218,323	219,844	241,889
完 成 工 事 高	183,648	212,424	200,604	231,898	225,402
経 常 利 益	9,579	12,343	9,842	13,082	15,085
親会社株主に帰属する当期純利益	6,084	7,084	6,305	7,254	8,841
1株当たり当期純利益 (円)	172.64	204.35	183.16	212.40	259.53
総 資 産	187,066	187,910	197,753	215,392	223,080
純 資 産	99,669	95,921	100,184	110,650	113,649
1株当たり純資産 (円)	2,690.76	2,633.60	2,799.30	3,087.51	3,193.18

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。なお、自己株式数には、E S O P (株式給付型プラン) の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が所有する当社株式数を含んでおりません。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、第70期から第73期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 事業別完成工事高の推移

(単位：百万円)

年度 (期) 区 分	2014年度 (第70期)	2015年度 (第71期)	2016年度 (第72期)	2017年度 (第73期)	2018年度 (第74期) 当連結会計年度
環境システム事業					
ビル空調	40,827	43,608	43,857	45,845	46,158
産業空調	75,307	91,214	80,704	94,093	103,005
小 計	116,134	134,822	124,561	139,938	149,164
塗装システム事業					
塗装設備	67,513	77,602	76,043	91,960	76,238
合 計 (うち海外)	183,648 (101,344)	212,424 (117,881)	200,604 (98,820)	231,898 (116,170)	225,402 (106,136)

(7) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社グループは、創業理念（社是）「顧客第一」と社名「大気社」が示す「エネルギー・空気・水」の環境対応技術を核として、グローバルに事業領域を拡大し、安定的かつ持続的な成長を目指します。そして全てのステークホルダーにとって魅力ある会社づくりをすすめ、社会に貢献してまいります。

② 長期ビジョン

当社グループは、2019年5月15日に開示しました中期経営計画において、「特色あるエンジニアリングを通じ、最適な環境を創造するグローバルな企業グループを目指す」ことを長期ビジョンとして掲げ、次の3つを重点項目としております。

ア. 技術

エネルギー・空気・水に関わる技術で、お客様の多様なニーズを満たすエンジニアリング集団を目指す。

イ. 環境

先進的なソリューション技術でお客様の環境課題を解決し、豊かな地球環境を未来へ引き継ぐことに貢献する。

ウ. 人材

個人の創造性・多様性を尊重し、社員が自己の成長と働く喜びを感じることができる風土を大切にする。

③ 目標とする経営指標

当社グループは、2019年5月15日に、2020年3月期から2022年3月期の中期経営計画を公表いたしました。その概要は以下のとおりであります。

(単位：億円)

項目	2022年3月期目標	2019年3月期末実績
受注工事高	2,650	2,418
完成工事高	2,600	2,254
経常利益	160	150
親会社株主に帰属する当期純利益	100	88
自己資本利益率（ROE）	8%以上	8.3%

④ 経営課題

当社グループは、「特色あるエンジニアリングを通じ、最適な環境を創造するグローバルな企業グループを目指す」という長期ビジョン達成のために、ア. グローバル市場における確固たる地位の確立、イ. 将来への取り組みの強化、ウ. 魅力ある会社づくりと強固な経営基盤の構築を経営課題と定めております。

ア. グローバル市場における確固たる地位の確立

当社グループは、今後さらに競争力・収益力を高め、国内外設備業界における確固たる地位の確立を目指してまいります。「グローバル市場における確固たる地位の確立」の実現に向けて、以下の施策に取り組んでまいります。

(ア) 事業基盤の強化

環境変化、景気変動への対応力のあるバランスの取れた事業ポートフォリオの構築や、安定的な調達先、協力会社の確保、健全な財務基盤の維持により、事業基盤の強化を図ってまいります。

(イ) 競争力の向上

省エネ・省コスト・環境対応技術や自動化技術などにおける付加価値の向上を目指してまいります。また、研究所の拡充・活用による技術開発力の強化と、技術の見える化によりお客様への提案力を強化してまいります。さらに、IoT・AIなどを活用した新たなソリューションの開発推進、PR力強化による企業認知度の向上に取り組む、競争力の向上を図ってまいります。

(ウ) 収益性の向上

成長市場に経営資源を重点的に配分してまいります。また、現場作業の工法・業務プロセスの改善と水平展開、IT活用の推進などによる生産性の向上を図ってまいります。さらに、プロジェクト管理体制の強化により、収益性の向上を図ってまいります。

イ. 将来への取り組みの強化

当社グループは、今後の市場環境の変化を見据え、ビジネス機会とする仕組み・体制づくりを推進してまいります。「将来への取り組みの強化」の実現に向けて、以下の施策に取り組んでまいります。

(ア) 事業領域の拡大

既存主要事業領域の深化および、植物工場事業や自動車以外の大型自動塗装事業などの新規事業の拡大を図ってまいります。また、未進出国への事業拡大を目指してま

います。さらに、海外グループ企業とのアライアンス推進による海外顧客のニーズへの対応力強化により事業領域を拡大してまいります。

(イ) 環境対応

空調事業で培った技術力を活かし、温室効果ガスや環境負荷物質の削減など、お客様の環境課題への解決力の強化を図ってまいります。また、当社グループの事業を通じてSDGs、ESGなどの社会的ニーズへの対応を新たなビジネス機会として追求し、環境問題に対応してまいります。

ウ. 魅力ある会社づくりと強固な経営基盤の構築

当社グループは、会社の魅力を高める人材戦略と社会的信用を高めるコーポレート・ガバナンス体制の強化を進めてまいります。「魅力ある会社づくりと強固な経営基盤の構築」の実現に向けて、以下の施策に取り組んでまいります。

(ア) 人材戦略

柔軟な働き方を可能にする制度の拡充や処遇の向上、勤務時間の低減など、会社の魅力を高める施策による人材の確保を目指してまいります。また、キャリアプラン制度の浸透により、社員の能力伸長とやる気の向上を図ってまいります。さらに、多様な人材の活用による人的資源と組織力の増強や各海外子会社の状況に合わせた社員の確保を図ってまいります。

(イ) ガバナンスの強化

取締役会の監督機能の向上、資本コストを意識した経営の実践などによりコーポレート・ガバナンス体制を強化してまいります。また、国内外における内部統制を強化してまいります。さらに、法務リスク、情報セキュリティ、コンプライアンスなどに関し、グローバルなリスク管理体制を拡充してまいります。

コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化のため、役員・社員に対するコンプライアンス研修の実施、内部通報制度の整備・周知、原則毎月開催のコンプライアンス委員会による順守状況の検証など、具体的施策を実行し、法令順守の徹底に努めております。

(8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容	
サンエス工業株式会社	100百万円	87.75%	配管・板金・製缶工事及び機器製造販売	
日本ノイズコントロール株式会社	30百万円	100.00%	消音、防振装置の設計・製造・販売・据付	
東京大気社サービス株式会社	20百万円	100.00%	空調設備の設計・施工	
TKS Industrial Company	米ドル 10千	100.00%	塗装、空調設備の設計・施工	
Encore Automation LLC	*1,3	—	51.00%	自動車産業及び航空機産業向け塗装システム及びプラントの設計・施工
Taikisha Canada Inc.	*1	カナダドル 442千	100.00%	塗装、空調設備の設計・施工
Taikisha de Mexico, S.A. de C.V.	*1	メキシコペソ 11,729千	100.00%	塗装、空調設備の設計・施工
Taikisha Mexicana Service, S.A. de C.V.	*1	メキシコペソ 100千	100.00%	塗装、空調設備の設計・施工及び人材派遣サービス
Taikisha do Brasil Ltda.	*1	ブラジルリアル 8,107千	100.00%	塗装、空調設備の設計・施工
Taikisha (Singapore) Pte. Ltd.		シンガポールドル 20百万	100.00%	空調、塗装設備の設計・施工
Taikisha (Thailand) Co., Ltd.	*1	タイバーツ 40百万	85.65%	空調、塗装設備の設計・施工
Taikisha Trading (Thailand) Co., Ltd.	*1	タイバーツ 5百万	98.60%	空調、塗装設備、他プラントの各種製品の輸出入
Thaiken Maintenance & Service Co., Ltd.	*1	タイバーツ 5百万	100.00%	保守・サービス及び小口工事等
Token Interior & Design Co., Ltd.	*1	タイバーツ 20百万	87.40%	内装品、内装材の製造・販売
TKA Co., Ltd.	*1	タイバーツ 5百万	96.00%	精密機械部品の製造・販売
BTE Co., Ltd.	*1,2	タイバーツ 20百万	50.00%	配電盤、制御盤の組立・据付
Token Myanmar Co., Ltd.	*1	米ドル 200千	90.00%	内装関連の設計・施工
Taikisha Engineering (M) Sdn. Bhd.		マレーシアリングギ 750千	100.00%	空調、塗装設備の設計・施工

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
P.T. Taikisha Indonesia Engineering	インドネシアルピア 982百万	98.91%	空調、塗装設備の設計・施工
P.T. Taikisha Manufacturing Indonesia	インドネシアルピア 87,531百万	99.98%	自動車部品塗装
Taikisha Philippines Inc. *2	フィリピンペソ 22百万	40.00%	空調、塗装設備の設計・施工
Taikisha Vietnam Engineering Inc.	ベトナムドン 53,895百万	100.00%	空調、塗装設備の設計・施工
Taikisha (Cambodia) Co., Ltd.	米ドル 300千	100.00%	空調、塗装設備の設計・施工
Taikisha Myanmar Co., Ltd. *1	米ドル 2百万	100.00%	空調、塗装設備の設計・施工・メンテナンス
五洲大気社工程有限公司	中国元 51百万	70.00%	空調、塗装設備の設計・施工
北京五洲大気社設備有限公司 *1	中国元 800千	100.00%	塗装、空調、公害防止製品の製造・据付・調整・補修及び機械設備、電子製品の販売
天津大気社塗装系統有限公司 *1	中国元 73百万	90.00%	塗装システムの研究及び開発・製造・販売・メンテナンス
大気社香港有限公司	香港ドル 2百万	100.00%	空調、塗装設備の設計・施工
華気社(股)公司	新台湾ドル 230百万	100.00%	空調、塗装設備の設計・施工
株式会社韓国大気社	韓国ウォン 700百万	80.00%	塗装、空調設備の設計・施工
Taikisha Engineering India Private Ltd.	インドルピー 5百万	57.89%	塗装、空調設備の設計・施工
Geico S.p.A.	ユーロ 3百万	51.00%	自動車産業向け塗装システム及びプラントの設計・施工
J-CO America Corporation *1	米ドル 300千	100.00%	自動車産業向け塗装システム及びプラントの設計・施工
J-CO Mexico, S. de R.L. de C.V. *1	メキシコペソ 272千	100.00%	自動車産業向け塗装システム及びプラントの設計・施工
Geico Brasil Ltda. *1	ブラジルリアル 5,500千	100.00%	自動車産業向け塗装システム及びプラントの設計・施工
Geico Paint Shop India Private Limited *1	インドルピー 3百万	100.00%	自動車産業向け塗装システム及びプラントの設計・施工
Geico Painting System (Suzhou) Co., Ltd. *1	中国元 25百万	100.00%	自動車産業向け塗装システム及びプラントの設計・施工

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
"Geico Russia" LLC *1	ロシアルーブル 6百万	100.00%	自動車産業向け塗装システム及びプラントの設計・施工

- (注) 1. *1の会社は、子会社による出資を含む比率であります。
 2. *2の会社の持分は、100分の50以下であります。実質的に支配しているため連結子会社としております。
 3. *3の会社は、米国法上のLimited Liability Companyであるため、資本金の概念と正確に一致するものがないことから、資本金を記載しておりません。
 4. 当期において、当社の連結子会社であるGeico S.p.A.は同社を存続会社とし、同社の連結子会社であるGeico Taikisha Europe Ltd.を消滅会社とする吸収合併を行いました。その結果、Geico Taikisha Europe Ltd.は消滅したため、連結の範囲から除外しております。なお、Geico Taikisha Europe Ltd.は当社の特定子会社に該当しておりました。

(9) 主要な事業内容

当社グループの主な事業は、国内外の空調設備及び塗装設備の設計・監理・施工並びにこれらに関連する資機材の製造・販売であります。

各事業別の市場・顧客分野は、次のとおりであります。

環境システム事業	<ul style="list-style-type: none"> 事務所 ホテル 店舗 学校 研究所 劇場 ホール 住宅 病院及びコンピューターセンター等の一般空調設備 半導体 電子部品 精密機械 医薬品 食品等の製造工場におけるクリーンルーム等の産業空調設備
塗装システム事業	<ul style="list-style-type: none"> 自動車車体・バンパー等、自動車産業向けのほかに建設車両 鉄道車両 航空機等の各製造工場における塗装設備

(10) 主要な拠点等

① 当社

本社	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
支店	札幌、東北（仙台市）、関東（さいたま市）、東京支社（東京都中野区）、横浜、中部（名古屋市）、大阪支社、中国（広島市）、九州（福岡市）、国際（東京都新宿区）、東日本事業所（東京都新宿区）、西日本事業所（名古屋市）、オートメーション事業所（神奈川県座間市）
営業所	茨城（つくば市）、北陸（金沢市）、長野、京都、神戸、鹿児島、沖縄（那覇市）
研究所	植物工場実証開発センター（東京都板橋区）、テクニカルセンター（神奈川県座間市）、技術開発センター（神奈川県愛甲郡愛川町）

② 子会社

国内	サンエス工業株式会社	大阪府枚方市
	日本ノイズコントロール株式会社	東京都中野区
	東京大気社サービス株式会社	東京都中野区
海外	TKS Industrial Company	米国
	Encore Automation LLC	米国
	Taikisha Canada Inc.	カナダ
	Taikisha de Mexico, S.A. de C.V.	メキシコ
	Taikisha Mexicana Service, S.A. de C.V.	メキシコ
	Taikisha do Brasil Ltda.	ブラジル
	Taikisha (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール
	Taikisha (Thailand) Co., Ltd.	タイ
	Taikisha Trading (Thailand) Co., Ltd.	タイ
	Thaiken Maintenance & Service Co., Ltd.	タイ
	Token Interior & Design Co., Ltd.	タイ
	TKA Co., Ltd.	タイ
	BTE Co., Ltd.	タイ
	Token Myanmar Co., Ltd.	ミャンマー
	Taikisha Engineering (M) Sdn. Bhd.	マレーシア
	P.T. Taikisha Indonesia Engineering	インドネシア
	P.T. Taikisha Manufacturing Indonesia	インドネシア
	Taikisha Philippines Inc.	フィリピン
	Taikisha Vietnam Engineering Inc.	ベトナム
	Taikisha (Cambodia) Co., Ltd.	カンボジア
	Taikisha Myanmar Co., Ltd.	ミャンマー
	五洲大気社工程有限公司	中国
	北京五洲大気社設備有限公司	中国
	天津大気社塗装系統有限公司	中国
	大気社香港有限公司	中国
	華気社(股)公司	台湾
	株式会社韓国大気社	韓国
	Taikisha Engineering India Private Ltd.	インド
	Geico S.p.A.	イタリア
	J-CO America Corporation	米国
	J-CO Mexico, S. de R.L. de C.V.	メキシコ
	Geico Brasil Ltda.	ブラジル

Geico Paint Shop India Private Limited
Geico Painting System (Suzhou) Co., Ltd.
"Geico Russia" LLC

インド
中国
ロシア

(11) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類	従業員数	前期末比増減
設備工事業	4,829 名	△ 5 名

② 当社の従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,472 名	△ 6 名	43.9 歳	18.1 年

(12) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	4,423 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,892 百万円
Intesa Sanpaolo S.p.A.	1,489 百万円
Banca Popolare di Milano S.p.A.	1,049 百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 34,068,716株 (自己株式1,013,293株を除く。)
 (3) 株主数 2,965名 (前期比51名減)
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	3,423	10.05
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口9)	2,285	6.71
株式会社 建材社	1,730	5.08
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	1,250	3.67
大気社協力会社持株会	1,008	2.96
株式会社 第二建材社	1,000	2.94
住友不動産株式会社	981	2.88
大気社社員持株会	900	2.64
ザバンクオブニューヨークメロン (インターナショナル) リミテッド 131800	894	2.62
日本生命保険相互会社	866	2.54

- (注) 1. 当社は、自己株式1,013,293株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。なお、自己株式には、E S O P (株式給付型プラン) の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が所有する当社株式146,700株を含んでおりません。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、当社従業員に対して当社株式を給付することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「E S O P（株式給付型プラン）」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式を給付する仕組みであります。当該株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	上 西 栄太郎	会長
代 表 取 締 役	芝 利 昭	社長執行役員
代 表 取 締 役	加 藤 考 二	副社長執行役員
取 締 役	向 井 浩	専務執行役員環境システム事業部長
取 締 役	上之段 良 一	専務執行役員塗装システム事業部長
取 締 役	早 川 一 秀	常務執行役員塗装システム事業部副事業部長
取 締 役	中 島 靖	常務執行役員環境システム事業部副事業部長
○取 締 役	中 川 正 徳	常務執行役員管理本部長兼C S R 担当
取 締 役	村 上 修 一	
取 締 役	彦 坂 浩 一	弁護士、株式会社アドウェイズ監査役
常 勤 監 査 役	小 川 哲 也	
常 勤 監 査 役	古 勝 稔 也	
監 査 役	野 呂 順 一	株式会社ニッセイ基礎研究所代表取締役会長
監 査 役	福 家 聖 剛	みずほ信託銀行株式会社取締役（社外取締役、監査等委員）、明治安田生命保険相互会社顧問

- (注) 1. ○印の取締役は、2018年6月28日開催の第73回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 2018年6月28日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって、浜中幸憲氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 取締役村上修一、彦坂浩一の両氏は、社外取締役であります。
4. 監査役野呂順一、福家聖剛の両氏は、社外監査役であります。
5. 監査役古勝稔也氏は、長年にわたる経理・財務関連業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当社は、取締役村上修一、彦坂浩一及び監査役野呂順一、福家聖剛の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 2019年4月1日付で、以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏名	異動後	異動前
加藤 考二	代表取締役社長執行役員	代表取締役副社長執行役員
向井 浩	代表取締役副社長執行役員	取締役専務執行役員環境システム事業部長
早川 一秀	取締役専務執行役員塗装システム事業部長	取締役常務執行役員塗装システム事業部副事業部長
中島 靖	取締役専務執行役員環境システム事業部長	取締役常務執行役員環境システム事業部副事業部長
芝 利昭	取締役	代表取締役社長執行役員
上之段 良一	取締役専務執行役員塗装システム事業部副事業部長兼オートメーション事業担当	取締役専務執行役員塗装システム事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役全員及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役	11名	489百万円	うち社外 2名 18百万円
監査役	4名	60百万円	うち社外 2名 15百万円
計	15名	549百万円	

- (注) 1. 上記には、2018年6月28日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る取締役賞与の支給見込額140百万円を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第71回定時株主総会において、年額540百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。

4. 監査役の報酬限度額は、2004年6月29日開催の第59回定時株主総会において、年額85百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

各社外役員の他の法人等における重要な兼職の状況については、「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、各兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取 締 役	村上 修一	当事業年度に開催された取締役会15回全て（出席率100％）に出席し、大手損害保険会社において培われた知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
取 締 役	彦坂 浩一	当事業年度に開催された取締役会15回全て（出席率100％）に出席し、弁護士としての専門的な知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
監 査 役	野呂 順一	当事業年度に開催された取締役会15回全て（出席率100％）、監査役会12回全て（出席率100％）に出席し、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。
監 査 役	福家 聖剛	当事業年度に開催された取締役会15回全て（出席率100％）、監査役会12回中11回（出席率91.7％）に出席し、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人A & Aパートナーズ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

監査法人A & Aパートナーズ	報酬等の額	75 百万円
	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭 その他財産上の利益の合計額	75 百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の在外連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士（又は監査法人）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、経営事項審査に用いる財務数値の調査業務であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合又は公序良俗に反する行為があったと判断した場合等、必要があると判断した場合には、監査役会規則に則り、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する決議の内容を決定し、取締役会はそれを株主総会へ提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、会社法及び会社法施行規則に定める会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針を、次のとおり定めております。

目 的

本決議は、現在最大の経営リスクは法令違反であることを認識し、法令順守の周知・徹底と実行を図るため、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の内部統制システムの整備・運用に関する大綱を定めるものである。本決議に基づく内部統制システムは、その整備・運用を徹底し、不断の見直しによってその改善を図り、もって、効率的で適法な企業体制を確保することを目的とする。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 社是、企業理念に基づき、取締役会にて制定した経営ビジョン「法令とその精神を順守し、公正で自由な競争のもとに適正な取引を行い、透明性と高い倫理観で、顧客・取引先、株主、社員、地域・社会、地球環境に貢献する。」及び「大気社行動規範」を、取締役及び使用人の職務の執行における指針と位置付け、その浸透を図る。

イ. 代表取締役を委員長とし、経営会議構成メンバー、コンプライアンス部長、内部監査室長及び経営企画部長により構成されるコンプライアンス委員会を、原則として月1回開催し、当社の事業全般についてのコンプライアンス上の課題の検討及び対応並びに法令及び定款等順守の状況の検証を行う。このうち2回は、全役員が参加するコンプライアンス方針検討会とし、上記検証等に加え、コンプライアンス年度方針、年度計画、対応策等の検討、検証を行い、その概要を取締役に報告する。なお、重大な事象の兆候が認められた場合には、全役員、コンプライアンス部長、内部監査室長及び経営企画部長により構成される全社コンプライアンス委員会を速やかに招集し、これに対処する。

ウ. 反社会的勢力に対しては、当社の業務への関与を拒絶し、あらゆる要求を拒否し、取締役及び使用人が関係を持つことを禁止する旨を「大気社行動規範」に定め徹底して排除する。また、継続的なコンプライアンスに関する教育、啓蒙活動を通じて、取締役及び使用人に対する周知・徹底を図り、未然防止に努めるとともに、社外より定期的に情報収集を行い、万一不当要求を受けた場合は、外部専門家との連携の下、組織的に対応する。

- エ. 代表取締役直属のコンプライアンス部は、「経営ビジョン」及び「大気社行動規範」の周知・徹底を図るため、コンプライアンスに関する教育、啓蒙活動を継続的に実施するとともに、各事業部のコンプライアンス関係部門等と連携し法令違反の未然防止に努め、活動状況をコンプライアンス委員会に報告する。
- オ. 取締役及び使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を整備し、コンプライアンス部を通報先とする内部通報窓口及び独立した社外の弁護士を通報先とする外部通報窓口を設置する。コンプライアンス部は、内部通報制度を有効に活用できるよう、社内外に周知・徹底させるとともに、内部通報規程に基づき、通報者が通報を理由として不利益な取扱いを受けないよう監視、監督する。
- カ. コンプライアンスに違反する事態が発生した場合には、就業規則に則り、厳格に対処する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いについては、情報セキュリティ規程、文書管理規程をはじめとする社内規程等に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、社内規程等の見直し等を行う。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. リスクマネジメント規程に基づき、リスクマネジメント委員会を設置し、当社及び当社グループのリスクを一元的に把握し効果的かつ効率的なリスク管理を実施する。同委員会は、全社的なリスクマネジメントの基本方針、責任体制及び運営等を定め、周知・徹底を図る。
- イ. 品質管理、安全管理、コンプライアンス等の各部門の所管業務に付随するリスクについては、各所管部門がリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応策を立案し、リスクマネジメント委員会へ報告する。また、各所管部門は、社内規程等を整備し、それらの周知・徹底を図る。
- ウ. 発生抑止が効かず顕在化したリスク（以下、危機という。）に対し対応措置を講ずべき事態に至った場合を想定し、その対応と危機の日常管理を目的として危機管理委員会を設置する。危機発生時においては危機管理の基本方針に則り、危機管理委員会の下、危機対策チームの編成又は危機対策本部を設置し対応する。また、危機発生の際の想定の下、その復旧計画にあたる事業継続計画を整備する。
- エ. 代表取締役直属の内部監査室は、内部監査規程に基づき監査を担当する。内部監査室

長には執行役員以上の役職者を起用するとともに、必要な人員の配置を行い、内部監査の実効性を確保する。また、内部監査室は、必要に応じ、監査の実施方法・実施項目の検証を行い、必要があれば監査方法の改訂を行う。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 執行役員制の導入により、企業経営と業務執行機能の責任と権限を明確化するとともに、取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図り、経営の改革を一層推進する。
 - イ. 取締役会規則、稟議規程等その他関連する社内規程に基づき、取締役会への付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを順守する。その際には事前に議題に関する十分な資料が全役員に配付される体制をとり、取締役会は、当該資料に基づいた十分な審議により決議する。
 - ウ. 企業理念を基軸に、全社方針検討会を経て、各本部及び各事業部において適正な年度方針及び年度目標の設定を行い、目標達成のために活動する。
 - エ. 常務執行役員以上の取締役を主なメンバーとして構成する経営会議を設置し、稟議規程により定められた当社及び当社グループ全体の経営課題及び事案について、十分な審議を行い、迅速な決定を行う。また、経営会議は、業績報告を通じて年度目標の進捗状況について、月次で検証を行う。
- ⑤ 当社及びその子会社（関連会社を含む。以下、同じ。）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社の子会社の取締役及び業務を執行する使用人は、職務の執行に係る事項を、関係会社管理規程に基づき当社の所管部門へ報告し、当該所管部門が同規程に基づき子会社を管理することにより、当社グループ全体の経営効率の向上を図るものとする。
 - イ. 内部監査規程その他関連する社内規程に基づき、子会社のリスク情報の有無を監査するため、内部監査室を中心とした定期的な監査を実施する。監査の結果、子会社に損失の危険の発生を把握した場合には、直ちに、取締役、監査役、その他担当部署に報告する。
 - ウ. 金融商品取引法に基づく、当社グループ全体の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制については、代表取締役社長の指示の下、金融庁公表の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に準拠した内部統制基本規程を制定し、財務報告に係る内部統制を整備する。また、同規程に基づき、当社グループ全体の内部統制の整備・運

用状況の評価を行う。

エ. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査規程その他関連する社内規程に基づき、内部監査室を中心とした定期的な監査及びコンプライアンス部による定期的な調査を実施する。また、コンプライアンス部は、当社の内部通報制度を有効活用できるよう周知する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の下に監査役室を設置し、監査役の職務を補助する使用人を配置する。当該使用人の任免・異動・人事評価に関しては、監査役の同意を必要とするものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア. 取締役及び使用人は、以下の事項について監査役に報告する義務を負うほか、監査役会規則、監査役監査規程の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。

- ・ 経営会議の決議事項、報告事項
- ・ コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、危機管理委員会の討議事項
- ・ 当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ・ 取締役及び使用人の法令・定款違反行為又はこれらの行為を行うおそれのある事実
- ・ 内部監査室による内部監査の結果
- ・ 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付

イ. 関係会社管理規程に基づき、子会社の取締役、監査役及び使用人より報告を受けた当社の所管部門責任者は、監査役が出席する会議体において又は必要に応じ適宜、監査役へ報告する。

- ⑧ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役会の要請に基づき、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。また、コンプライアンス部は、当該報告をした者が

不利な取扱いを受けないことを監視、監督する。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は、監査役会規則の定めに基づき、職務の執行について生ずる費用の前払又は償還を求めることができる。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
ア. 代表取締役、管理本部長及び内部監査室長は、監査役監査の環境整備等について、監査役との十分な協議、検討の機会を設け、監査役監査の実効性確保に努める。
イ. 監査役は、監査役監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等についての要請を行うことができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① コンプライアンスに関する取組み
コンプライアンス委員会を10回、コンプライアンス方針検討会を2回開催し、当社グループにおけるコンプライアンス上の課題について検討・協議するとともに、法令順守の状況について検証しました。
コンプライアンス意識の浸透を図るため、社内イントラネットでの情報発信、啓発ポスターの掲示、コンプライアンス・マニュアルの読み合わせ、役職員の研修（eラーニング、コンプライアンス部による出張研修）等を実施しました。コンプライアンス部は、内部通報制度について、社内イントラネット、ポスター等により定期的な周知を行いました。
- ② リスク管理に関する取組み
リスクマネジメント委員会を2回開催し、当社グループにおけるリスクマネジメントの基本方針について検討・協議を行いました。各部門の所管業務に付随するリスクについては、基本方針に則り、各所管部門がリスクを把握して対応策を立案・実施し、その状況についてリスクマネジメント委員会で報告を行いました。

- ③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取組み
取締役会を15回開催し、当社グループの経営方針や経営上の重要事項について意思決定するとともに、業務執行に関する報告を通じ、取締役の職務執行の状況についてモニタリングを行いました。
経営会議を17回開催し、取締役会から委任された重要な業務執行及び取締役会付議事項について審議し、意思決定を行いました。
- ④ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組み
関係会社管理規程に定められた重要事項について子会社から報告を受けたほか、子会社の同規程の順守状況について定期的に確認を行いました。
- ⑤ 監査役への報告及び監査役監査の実効性の確保に関する取組み
監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行の状況を把握したほか、関係各部署から情報収集を行い、必要な報告を受けました。
内部監査室は、当社グループの内部監査の結果について取締役会において適宜報告を行ったほか、監査役に対し、監査計画、内部監査の実施状況、監査結果等について報告を行いました。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式の売買は市場に委ねられるべきものと考えており、当社株券等の大量買付行為を行う大量買付者による当社株券等の買付けの要請に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値の拡大につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、大量買付行為を行う大量買付者の中には、その目的等に鑑みて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なう恐れがある場合や株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要する場合等、不適切な大量買付行為が実施される場合も存在すると考えております。

このような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する不適切な大量買付行為が実施される場合には、株主の皆様が大量買付者による買付け要請に応じるか否かについて判断を行うだけの必要十分な情報及び時間を確保することや当社が大量買付者との交渉の機会を確保することが必要であると考えております。

さらに、継続性を維持した企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという目的を達成するためには、当社グループ内の各事業会社の位置付けや役割を十分に理解しつつ、より中長期的な観点から将来の展望を見据えて安定的な経営を目指していくことが必要であります。

このように、当社といたしましては、大量買付者による当社株券等の大量買付行為が行われた場合に、株主の皆様が、当社及び当社グループの特性を踏まえた上で、当該大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要十分な情報及び時間を確保すること、また、当社が、大量買付者との交渉の機会を確保することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにとって不可欠であると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業理念を「永続的に成長し、社会に貢献する会社づくり」、「魅力ある会社づくり」の二点に定めております。この企業理念を実現するために、当社は、付加価値増大を通じたステークホルダーの繁栄、技術を通じた豊かな環境の創造と産業社会の発展、仕事を通じた社員の自己実現、相互信頼・協調・合理性のある組織風土の醸成等を目指しております。このような当社が目指すところを経営ビジョンとして換言したものが「法令とその精神を順守し、公正で自由な競争のもとに適正な取引を行い、透明性と高い倫理観で、顧客・取

引先、株主、社員、地域・社会、地球環境に貢献する。」であります。

以上の企業理念・経営ビジョンに基づき、2017年3月期から2019年3月期までの3ヶ年を計画期間とした中期経営計画の下、環境システム事業及び塗装システム事業を中心とした当社事業の持続的な発展を目指すとともに、企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保し、向上させることに努めております。

また、当社は、企業価値を毀損する最大の経営リスクは法令違反であることを強く認識し、法令順守の実行を通じ、企業価値を高め、広く社会から評価されるべくコーポレート・ガバナンスを一層充実させることを、経営の最重要課題としております。取締役会、監査役会、経営会議、コンプライアンス委員会、内部監査室等の活動を通じて、また、内部統制システムの整備を通じて、建設業法や金融商品取引法をはじめとした関連諸法令の順守に努めております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2008年1月31日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保し、向上させることを目的として、議決権割合を20%以上とする当社株券等の買付行為、又は結果として議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）に対する対応策（買収防衛策）の導入を決議し、2008年6月27日開催の第63回定時株主総会、2010年6月29日開催の第65回定時株主総会、2013年6月27日開催の第68回定時株主総会及び2016年6月29日開催の第71回定時株主総会において、その内容の一部変更及び継続について株主の皆様にご承認をいただいております（以下、現在の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

※本プランの有効期間は、2019年6月27日開催予定の第74回定時株主総会終結の時までとなっております。当社は、2019年5月15日開催の取締役会において、本プランを継続しないことを決議いたしました。

本プランは、大量買付行為が行われる場合に、株主の皆様にご利益に当該大量買付行為に依るかを適切にご判断いただくための必要十分な情報及び時間を確保するために、取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提示等を

行うとともに、原則として、取締役会からの独立性が高い社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から選任される委員で構成される独立委員会の勧告に従って、大量買付行為に対する対抗措置を発動するための手続（以下、「大量買付ルール」といいます。）を定めております。

大量買付者が、大量買付ルールを順守しなかった場合、又は大量買付ルールを順守している場合であっても、当該大量買付行為が、合理的かつ詳細に定められた客観的要件に該当するような、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為である場合には、原則として、独立委員会の勧告に従って、対抗措置の発動を決定し、これを行うものとしします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとしします。

本プランの内容の詳細につきましては、以下の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

https://www.taikisha.co.jp/corporate/news/20160516_1.pdf

(4) 前記取組みが、基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員 の地位の維持を目的とするものではないことについて

① (2) の取組みについて

上記(2)「基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、かかる取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員
の地位の維持を目的とするものではありません。

② (3) の取組みについて

当社は、上記(3)「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」に記載した取組みは、以下の各理由により、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員
の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア. 買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日付で公表した「企業価値・株

主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足しております。

イ. 企業価値研究会が公表した買収防衛策の在り方の趣旨を踏まえていること

本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。

ウ. 株主の皆様の意思の重視と情報開示

本プランの有効期間は、第71回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（2019年6月開催予定の第74回定時株主総会）の終結の時までとなっております。

ただし、本プランの有効期間満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、この点においても、本プランの継続及び廃止は、株主の皆様の意思を尊重した形になっております。

さらに、対抗措置の発動の是非について、株主の皆様のご意思を確認する機会を設けるために、株主総会（以下、「株主意思確認株主総会」といいます。）を開催することができるものとし、対抗措置の発動について、株主の皆様の意思を尊重して行うことを明らかにしております。

そして、株主の皆様に、本プランの廃止等の判断、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断等の意思形成を適切に行っていただくために、取締役会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

エ. 取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

当社は、本プランの導入及び継続にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で取締役会に対して勧告し、取締役会は、原則として、独立委員会の勧告に従って決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されております。

さらに、本プランは、大量買付者が、本プランにおいて定められた形式的な大量買付

ルールを順守しない場合又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合にのみ発動することとされており、また、一定の場合には、株主意思確認株主総会を開催することができ、株主の皆様のご過半数の賛成を得られた場合にのみ、対抗措置が発動されることとされており、この点においても、取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

オ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。また、比率等は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	168,968	流動負債	98,791
現金預金	52,107	支払手形・工事未払金等	55,835
受取手形・完成工事未収入金等	104,705	短期借入金	10,892
有価証券	1,000	未払法人税等	2,711
未成工事支出金	2,807	未成工事受入金	14,778
材料貯蔵品	396	完成工事補償引当金	787
その他	8,379	工事損失引当金	407
貸倒引当金	△428	役員賞与引当金	154
固定資産	54,111	その他	13,225
有形固定資産	10,333	固定負債	10,638
建物・構築物	8,179	長期借入金	3,076
機械、運搬具及び工具器具備品	11,077	繰延税金負債	5,876
土地	2,058	役員退職慰労引当金	62
その他	551	退職給付に係る負債	1,370
減価償却累計額	△11,534	その他	250
無形固定資産	4,650	負債合計	109,430
のれん	1,332	(純資産の部)	
その他	3,318	株主資本	96,208
投資その他の資産	39,128	資本金	6,455
投資有価証券	29,378	資本剰余金	7,244
繰延税金資産	1,847	利益剰余金	84,984
退職給付に係る資産	5,912	自己株式	△2,476
その他	2,043	その他の包括利益累計額	12,578
貸倒引当金	△53	その他有価証券評価差額金	11,842
		繰延ヘッジ損益	△0
		為替換算調整勘定	164
		退職給付に係る調整累計額	572
		非支配株主持分	4,862
資産合計	223,080	純資産合計	113,649
		負債純資産合計	223,080

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
完成工事高		225,402
完成工事原価		189,148
完成工事総利益		36,254
販売費及び一般管理費		22,218
営業利益		14,035
営業外収益		
受取利息及び配当金	941	
為替差益	75	
その他	539	1,556
営業外費用		
支払利息	275	
その他	231	506
経常利益		15,085
特別利益		
固定資産処分益	12	
投資有価証券売却益	855	868
特別損失		
固定資産処分損	195	
減損損失	166	
投資有価証券売却損	10	
のれん償却額	1,245	1,618
税金等調整前当期純利益		14,335
法人税、住民税及び事業税	5,406	
法人税等調整額	△664	4,742
当期純利益		9,593
非支配株主に帰属する当期純利益		751
親会社株主に帰属する当期純利益		8,841

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

連結包括利益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
当期純利益	9,593
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△1,400
繰延ヘッジ損益	△2
為替換算調整勘定	△1,127
退職給付に係る調整額	△293
持分法適用会社に対する持分相当額	△44
その他の包括利益合計	△2,868
包括利益	6,724
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	6,168
非支配株主に係る包括利益	555

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。
 2. 当計算書に係る部分については、会計監査人の監査対象外となっております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	6,455	7,258	78,698	△2,475	89,936
当期変動額					
剰余金の配当			△2,555		△2,555
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,841		8,841
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社株式の取得 による持分の増減		△13			△13
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△13	6,286	△0	6,272
当期末残高	6,455	7,244	84,984	△2,476	96,208

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	13,242	3	1,141	864	15,252	5,461	110,650
当期変動額							
剰余金の配当							△2,555
親会社株主に帰属する 当期純利益							8,841
自己株式の取得							△0
連結子会社株式の取得 による持分の増減							△13
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,400	△4	△977	△291	△2,673	△599	△3,272
当期変動額合計	△1,400	△4	△977	△291	△2,673	△599	2,999
当期末残高	11,842	△0	164	572	12,578	4,862	113,649

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	99,382	流動負債	55,913
現金預金	22,008	支払手形	6,572
受取手形	610	電子記録債務	16,013
電子記録債権	3,222	工事未払金	14,097
完成工事未収入金	69,582	短期借入金	6,644
有価証券	1,000	未払金	6,794
未成工事支出金	328	未払法人税等	2,425
材料貯蔵品	157	未成工事受入金	1,442
その他	2,548	預り金	315
貸倒引当金	△75	完成工事補償引当金	250
固定資産	51,302	工事損失引当金	133
有形固定資産	4,362	役員賞与引当金	140
建物	2,208	その他	1,083
構築物	47	固定負債	4,087
機械及び装置	499	長期借入金	100
車両運搬具	0	繰延税金負債	3,841
工具器具・備品	186	退職給付引当金	131
土地	1,408	その他	14
建設仮勘定	11	負債合計	60,000
無形固定資産	2,428	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,426	株主資本	78,842
その他	1	資本金	6,455
投資その他の資産	44,512	資本剰余金	7,297
投資有価証券	28,734	資本準備金	7,297
関係会社株式	9,423	利益剰余金	67,566
長期貸付金	7	利益準備金	1,613
破産更生債権等	0	その他利益剰余金	65,952
長期前払費用	40	圧縮記帳積立金	0
前払年金費用	5,044	情報化投資積立金	2,120
敷金及び保証金	1,263	別途積立金	35,720
その他	3	繰越利益剰余金	28,112
貸倒引当金	△5	自己株式	△2,476
		評価・換算差額等	11,841
		その他有価証券評価差額金	11,842
		繰延ヘッジ損益	△0
資産合計	150,685	純資産合計	90,684
		負債純資産合計	150,685

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
完成工事高		125,181
完成工事原価		102,994
完成工事総利益		22,187
販売費及び一般管理費		13,652
営業利益		8,534
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,251	
保険配当金	189	
不動産賃貸料	168	
技術指導料	1,415	
貸倒引当金戻入額	1	
その他	26	4,051
営業外費用		
支払利息	28	
売上割引	85	
不動産賃貸費用	57	
為替差損	49	
その他	19	240
経常利益		12,345
特別利益		
投資有価証券売却益	855	855
特別損失		
固定資産処分損	193	
減損損失	146	
投資有価証券売却損	10	
関係会社株式評価損	2,065	2,416
税引前当期純利益		10,785
法人税、住民税及び事業税	4,316	
法人税等調整額	△799	3,516
当期純利益		7,269

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計
当期首残高	6,455	7,297	7,297
当期変動額			
情報化投資積立金の積立			
情報化投資積立金の取崩			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	6,455	7,297	7,297

	株 主 資 本								
	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 計	自己株式	株主資本計
		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		別 途 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計			
	圧縮記帳積立金	情報化投資積立金	別積立金	繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 計				
当期首残高	1,613	0	2,400	35,720	23,119	62,852	△2,475	74,129	
当期変動額									
情報化投資積立金の積立			200		△200	-		-	
情報化投資積立金の取崩			△480		480	-		-	
剰余金の配当					△2,555	△2,555		△2,555	
当期純利益					7,269	7,269		7,269	
自己株式の取得							△0	△0	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	△280	-	4,993	4,713	△0	4,712	
当期末残高	1,613	0	2,120	35,720	28,112	67,566	△2,476	78,842	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	13,242	4	13,247	87,377
当期変動額				
情報化投資積立金の積立				－
情報化投資積立金の取崩				－
剰余金の配当				△2,555
当期純利益				7,269
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,400	△5	△1,405	△1,405
当期変動額合計	△1,400	△5	△1,405	3,307
当期末残高	11,842	△0	11,841	90,684

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株 式 会 社 大 気 社
取 締 役 会 御 中

監査法人 A & A パートナーズ

指 定 社 員 公 認 会 計 士 坂 本 裕 子 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 宮 之 原 大 輔 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大気社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大気社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社大気社
取締役会御中

監査法人 A & A パートナーズ

指定社員 公認会計士 坂本 裕子 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮之原 大輔 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大気社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支社・支店・事業所の往査を実施、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、主要な子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、海外を含む主要な子会社の往査を実施、その事業及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査役監査の実施基準」及び「内部統制システム監査のチェックリスト」に基づき、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立性の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2015年10月28日企業審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

株式会社大気社 監査役会

常勤監査役 小川 哲也 ㊟

常勤監査役 古勝 稔也 ㊟

監査役
(社外監査役) 野呂 順一 ㊟

監査役
(社外監査役) 福家 聖剛 ㊟

以上

第74回定時株主総会会場ご案内図

日 時 2019年6月27日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)

場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号 京王プラザホテル43階 ムーンライト
電話 (03) 3344-0111 (代表)



交通 JR新宿駅西口より徒歩5分
京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線・都営地下鉄新宿線 新宿駅より徒歩5分
都営地下鉄大江戸線 都庁前駅B1出口よりすぐ

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日の議事資料として、本招集ご通知をご持参ください。

第74回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結注記表

個別注記表

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

株式会社 大気社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.taikisha.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	38社
主要な連結子会社の名称	サンエス工業(株) TKS Industrial Company Taikisha (Thailand) Co., Ltd. 五洲大気社工程有限公司 Geico S.p.A.

当連結会計年度において、当社の連結子会社であるGeico S.p.A.は、同社を存続会社とし、同社の連結子会社であるGeico Taikisha Europe Ltd.を消滅会社とする吸収合併を行いました。その結果、Geico Taikisha Europe Ltd.は消滅したため、連結の範囲から除外しております。なお、Geico Taikisha Europe Ltd.は当社の特定子会社に該当しておりました。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社の名称

持分法を適用した関連会社の数	3社
会社の名称	上海東波大気輸送系統設備有限公司 天津東椿大気塗装輸送系統設備有限公司 J-PM Systems GmbH

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

会社の名称	Makiansia Engineering (M) Sdn. Bhd.
-------	-------------------------------------

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券	
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

デリバティブ たな卸資産 未成工事支出金 材料貯蔵品	時価法 個別法による原価法 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	
有形固定資産 （リース資産を除く）	主として定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。また、一部の在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
(3) 重要な引当金の計上基準	
貸倒引当金	完成工事未収入金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
完成工事補償引当金	完成工事の補修による損失に備えるため、過去の実績率に基づいて計上しております。
工事損失引当金	受注工事の損失に備えるため、手持工事のうち損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、当該見積額を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う金額を計上しております。
役員退職慰労引当金	国内連結子会社は、役員に対する退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく必要額の100%を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

完成工事高及び完成
工事原価の計上基準

①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

②その他の工事

工事完成基準

重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

金利スワップ及び金利キャップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 先物為替予約、直物為替先渡取引（NDF）、金利スワップ、金利キャップ

ヘッジ対象 外貨建債権・債務及び外貨建予定取引、借入金の金利取引

③ヘッジ方針

為替予約は成約時に為替変動リスクを回避するために行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

金利スワップ及び金利キャップは借入金の金利変動リスクを回避するために行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引について同一通貨の為替予約を付しているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されていることから、有効性の評価を省略しております。

金利スワップ及び金利キャップについては、特例処理の適用の判断をもって有効性の判定に代えております。

退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

20年間にわたる均等償却で行っております。ただし、重要性が乏しい場合には、のれんが発生した連結会計年度における費用として処理しております。

当社及び国内連結子会社は、消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

のれんの償却方法及び償却期間

消費税等の会計処理

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前連結会計年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前連結会計年度2,159百万円）及び「流動負債」に区分しておりました「繰延税金負債」（前連結会計年度2百万円）は、当連結会計年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,847百万円及び「固定負債」の「繰延税金負債」5,876百万円に含めてそれぞれ表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

(1) 下記の資産は、関係会社における借入金担保に供しております。

担保に供している資産	期末帳簿残高	左記に対応する債務額
現金預金	195百万円	299百万円
機械、運搬具及び工具器具備品	7百万円	12百万円

(2) 関係会社における営業保証金として、下記の資産を担保に供しております。

現金預金 56百万円

(3) 下記の資産は、出資先の借入金担保に供しております。

投資有価証券 2百万円

(4) 下記の資産は、関係会社の当座借越契約の担保に供しております。

現金預金 17百万円

2. 保証債務

従業員及び関連会社の金融機関借入金等について保証を行っております。

従業員 1百万円

天津東椿大気塗装輸送系統設備有限公司 259百万円

3. 受取手形裏書譲渡高

78百万円

4. 工事損失引当金

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金は、これに対応する工事損失引当金5百万円を相殺して表示しております。

(連結損益計算書に関する注記)

完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額は、249百万円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

35,082,009株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,703	50.00	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年11月12日 取締役会	普通株式	851	25.00	2018年9月30日	2018年11月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2019年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 2,248百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 66.00円 |
| ③ 基準日 | 2019年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2019年6月28日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。顧客の信用リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時に把握する体制としております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、一部先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形・工事未払金等はそのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、機材、材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての完成工事未収入金残高の範囲内にあります。

未払法人税等は、当連結会計年度における当社グループ各社の課税所得に係るものであり、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金は短期長期ともに営業取引に係る資金調達であります。短期借入金は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、長期借入金は原則、固定金利にて調達し、金利変動リスクを回避しております。

デリバティブ取引は、通常の営業過程における輸出入取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するための先物為替予約取引、直物為替先渡取引及び借入金の金利変動リスクを軽減するための金利スワップ取引であります。デリバティブ取引のうち、先物為替予約取引及び直物為替先渡取引の執行・管理については、管理本部長の定めた外国為替管理に関する通達に則して執行されております。当該通達では、取引の管理方針、リスク管理の主管部署、利用目的、利用範囲及び報告体制に関する規定が明記されております。金利スワップ取引については、特例処理の適用要件を満たす取引に限定することとしております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預金	52,107	52,107	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等 貸倒引当金 (*1)	104,705 △372		
	104,333	104,318	△15
(3) 有価証券及び投資有価証券 (*2)	29,306	29,306	—
資産計	185,747	185,732	△15
(4) 支払手形・工事未払金等	55,835	55,830	△4
(5) 短期借入金	10,892	10,892	—
(6) 未払法人税等	2,711	2,711	—
(7) 長期借入金	3,076	3,074	△1
負債計	72,516	72,509	△6
(8) デリバティブ取引	△10	△10	—

(*1) 受取手形・完成工事未収入金等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 有価証券及び投資有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものは上記に含んでおりません。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した割引率に基づいて算定した現在価値によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は満期までの期間及び国債の利回り等で割り引いた現在価値によっております。

なお、有価証券及び投資有価証券は、その他有価証券として保有しております。

①これらに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの (2019年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	28,197	11,271	16,926
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	109	117	△8
債券			
その他	1,000	1,000	—
合計	29,306	12,388	16,917

②その他有価証券の当連結会計年度の売却額は1,089百万円であり、売却益の合計額は855百万円、売却損の合計額は10百万円であります。

③上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、株式の減損処理にあたっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については、1年以内に時価が簿価まで回復するという合理的な反証がない限り減損処理を実施し、30%以上50%未満下落した銘柄については、過去1年間の市場価格の推移及び回復可能性を考慮し、必要と認められた金額について減損処理を実施しております。

負債

(4) 支払手形・工事未払金等、並びに (5) 短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに支払い又は返済までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によっております。

(6) 未払法人税等

これは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連

区分	種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	日本円	184	—	△3	△3
	米ドル	42	—	△1	△1
	ユーロ	30	—	△2	△2
	売建				
米ドル	815	—	△3	△3	
	合計	1,074	—	△9	△9

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

②ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建				
	米ドル	工事未払金 (予定取引)	7	—	0
	タイバーツ	工事未払金 (予定取引)	68	—	0
	韓国ウォン	工事未払金 (予定取引)	46	—	△1
	売建				
	米ドル	完成工事未収入金 (予定取引)	78	—	0
	中国元	完成工事未収入金 (予定取引)	143	—	△0
合計			344	—	△0

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	477	350	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,065
非上場外国債券	6

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もるのには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産 (3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金預金	52,107	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	89,846	14,859	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの (金銭信託等)	1,000	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの (非上場外国債券)	—	6	—	—
合計	142,953	14,866	—	—

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,193円18銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 259円53銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記)

当社は、創立100周年を機に、当社従業員に対して自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「E S O P (株式給付型プラン)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が定めた株式給付規程に基づき、従業員に每期一定のポイントを付与し、所定の期間経過後に累積したポイントに相当する当社株式を給付する仕組みであります。従業員へ給付する株式は、当社があらかじめ信託設定した金銭により、信託銀行が第三者割当により当社から取得し、信託財産として分別管理することになっております。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

- ① 当連結会計年度の信託における帳簿価額は272百万円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しておりません。
- ② 当連結会計年度の期末株式数は146千株であり、期中平均株式数は148千株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有 価 証 券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

た な 卸 資 産

未成工事支出金

個別法による原価法

材 料 貯 蔵 品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産

(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無 形 固 定 資 産

(リース資産を除く)

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

完成工事未収入金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金

完成工事の補修による損失に備えるため、過去の実績率に基づいて計上しております。

工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、手持工事のうち損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、当該見積額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う金額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

①当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）

②その他の工事

工事完成基準

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 先物為替予約、直物為替先渡取引 (NDF)

ヘッジ対象 外貨建債権・債務及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

為替予約は成約時に為替変動リスクを回避するために行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引について同一通貨の為替予約を付しているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されていることから、有効性の評価を省略しております。

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

消費税等の会計処理

消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前事業年度1,504百万円）は、当事業年度においては「固定負債」の「繰延税金負債」3,841百万円に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産	
下記の資産は、出資先の借入金担保に供しております。	
投資有価証券	2百万円
2. 資産に係る減価償却累計額	
有形固定資産	4,550百万円
3. 保証債務	
従業員及び関係会社の金融機関借入金等について保証を行っております。	
従業員	1百万円
Taikisha (Singapore) Pte. Ltd.	80百万円
Taikisha (Thailand) Co., Ltd.	670百万円
Taikisha Engineering (M) Sdn. Bhd.	5百万円
P.T. Taikisha Indonesia Engineering	397百万円
Taikisha Vietnam Engineering Inc.	358百万円
Taikisha Myanmar Co., Ltd.	19百万円
五洲大気社工程有限公司	115百万円
株式会社韓国大気社	19百万円
Taikisha Engineering India Private Ltd.	4,480百万円
天津東橋大気塗装輸送系統設備有限公司	259百万円
計	<u>6,409百万円</u>
4. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	6,468百万円
短期金銭債務	2,993百万円
5. 工事損失引当金	
損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金は、これに対応する工事損失引当金5百万円を相殺して表示しております。	

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
完成工事高	5,575百万円
仕入高	6,306百万円
営業取引以外の取引高（収入分）	3,143百万円
営業取引以外の取引高（支出分）	302百万円
2. 完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額は、103百万円であります。	

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数
普通株式

1,013,293株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	24百万円
完成工事補償引当金	76百万円
工事損失引当金	40百万円
退職給付引当金	40百万円
退職給付信託設定有価証券	298百万円
未払事業税等	161百万円
未払賞与	2,007百万円
投資有価証券評価損	121百万円
関係会社株式評価損	1,309百万円
ゴルフ会員権評価損	56百万円
その他	288百万円
繰延税金資産小計	4,425百万円
評価性引当額	△1,607百万円
繰延税金資産合計	2,817百万円

(繰延税金負債)

前払年金費用	△1,544百万円
その他有価証券評価差額金	△5,078百万円
その他	△36百万円
繰延税金負債合計	△6,659百万円
繰延税金負債の純額	△3,841百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注4)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Taikisha Engineering India Private Ltd.	直接所有 57.89	役員の兼任 資金援助等 工事施工に伴う工事の一部を当社に発注	債務保証 (注1)	4,480	—	—
	天津大気社塗装系統有限公司	直接所有 72.14 間接所有 17.86	役員の兼任 資金援助等 工事施工に伴う工事の一部を当社に発注	請負代金の受取 (注2)	4,068	完成工事 未収入金	4,359
	TKS Industrial Company	直接所有 100.00	役員の兼任 資金援助等 工事施工に伴う工事の一部を当社に発注	増資の引受 (注3)	2,260	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1.当該子会社の借入金に対する保証や取引先への履行保証であります。
2.工事に係る契約は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
3.増資の引受は、当社がTKS Industrial Companyの増資を引き受けたものであります。
4.取引金額には消費税等が含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,661円81銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 213円36銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表(その他の注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。